

2009.03.19：平成 21 年条例予算特別委員会

○楠委員 耕作放棄地の再生利用及び放課後等の遊び場づくり事業について質問する。食料供給力の確保と農業の活性化は、私たちの生活に直結した問題であるが、食料自給率の増加にも大きく影響を及ぼす耕作放棄地の解消は、各市町村でも関心の深い重要な問題となっている。まず、耕作放棄地とはどういうものなのか、その定義について尋ねる。

△農林水産局長 国の農林業センサスにおいて、「所有している耕地のうち、過去 1 年以上作付せず、しかも今後数年間に再び作付する考えのない耕地」と定義されている。

○楠委員 国内の農家が経営する耕地面積は、昭和 60 年の 440 万 ha から、平成 17 年には 20% 近く減少し 361 万 ha となっている。一方、耕作放棄地の面積は、昭和 60 年の 13 万 5,000ha から平成 17 年には約 3 倍の 38 万 6,000ha に増加し、埼玉県とほぼ同じ大きさまでに拡大している。本市の農家が経営する耕地面積と耕作放棄地の面積、耕作放棄地率の推移について尋ねる。

△農林水産局長 農林業センサスによると、経営耕地面積は、平成 7 年 2,840ha、平成 12 年 2,478ha、平成 17 年 2,017ha となっている。耕作放棄地面積は、平成 12 年は、農家が保有するものが 162ha、非農家が保有するものを含めると 282ha になっている。平成 17 年では、農家が保有するものが 185ha、非農家が保有するものを含めると 341ha となっている。耕作放棄率は、平成 12 年は 10.2%、平成 17 年は 14.5% となっている。

○楠委員 本市の耕作放棄地は 341ha で、およそ福岡空港と同じ面積が耕作放棄地になっている。耕作放棄率も、本市の 14.5% は、国の 9.65%、福岡県の 8.9% を大きく上回っている。経営耕地面積も、10 年間で 29%、823ha 減少し、全国平均 20% を上回り、急速な高齢化や農地の担い手が大きく不足していることによるものであると考えられる。次に、本市の 65 歳以上の基幹的農業従事者数と高齢化率の推移について尋ねる。

△農林水産局長 農林業センサスによると、販売農家のうち 65 歳以上は、平成 12 年 1,414 人、平成 17 年 1,368 人となっている。また、高齢化率については、平成 12 年 49.2%、平成 17 年 54.0% となっている。

○楠委員 高齢化率が 54% ということは、農業従事者の半数以上が 65 歳以上の高齢者ということであるが、農家では急速に高齢化が進み、高齢者が農業を支えていると言っても過言ではない。食を支える農業が危機に瀕しているのがよくわかる。次に、本市の農家所得

と農業所得への依存度を示す農業依存度の過去3年間の推移について尋ねる。

△農林水産局長 本市農家1世帯当たりの農業所得については、平成16年118万7,000円、平成17年131万円、平成18年124万6,000円となっている。農家所得に占める農業所得の割合である農業依存度については、平成16年23.0%、平成17年22.8%、平成18年20.3%となっている。

○楠委員 先日、早良区西地区で先祖代々米をつくっている70歳の夫婦に話を伺ったが、「米の値段は下がるのに、農機具や肥料、ビニール代はどんどん値上がりする。働いても働いてもお金が残りません。先祖代々の農地を守り、誇りを持って農業をしてきましたが、子どもたちに農業を継ぎなさいと言えないのが本当につらい」と言っていた。農業による年間収入が124万円であり、農家の総収入の2割にしか満たないため農家の家計は農業以外の収入で支えられている状況にあるが、農業収入はさらに年々減少している。本市では、従来から、専業農家による野菜や花を中心とした都市型農業を振興してきたが、兼業農家の経営安定についても取り組む必要があると考える。農業経営の支援について、本市ではどのような取り組みを行っているのか。

△農林水産局長 中核的な農業の担い手である認定農業者など専業農家への支援のみならず、本市の実態を踏まえ、兼業農家も含めた多様な農業経営についても支援していくこととしている。具体的には、兼業農家の所得向上を図るため、学校給食向け野菜の生産や直売所出荷、野菜栽培技術向上への支援などを行っている。

○楠委員 21年度はどのような取り組みを行うのか。

△農林水産局長 専業農家に対しては、市単独で行ってきた「認定農業者等育成指導事業」や、農協等関係機関と連携した支援策として、経営コンサルタントなどを活用し営農種目別のモデル経営の策定・提案を行う「農の未来請負人育成事業」を実施する。また、兼業農家の経営安定対策としては、引き続き学校給食向け野菜の生産や直売所出荷、野菜栽培技術向上の支援に取り組んでいく。

○楠委員 耕作放棄地の発生を防止するために、農家の所得を保証する中山間地域等直接支払制度が開始され、19年度時点では全国で2万8,253集落協定により取り組まれている。集落協定代表者へのアンケートでは、97%が耕作放棄地の防止効果があると答えている。本市における当該制度の取り組みと効果について尋ねる。

△農林水産局長 12年度から、脇山地区、金武地区、北崎地区、内野地区の4地区を対象

に、集落協定に基づき農地や水路、農道などの清掃や草刈りの活動を行う農業者に対して交付金の支払いを実施している。20年度は、21集落323戸で実施しており、交付予定金額は1,711万9,000円となっている。事業の効果については、農地等の保全につながることはもちろん、保全活動の中で集落住民間のコミュニケーションが活発化し、地域としての一体感が生まれたとの声を多く聞いている。

○楠委員 中山間地域である内野地区、脇山地区、金武地区、北崎地区は、農業生産、自然環境保全などで重要な役割を果たしているが、農業生産性が低く、広い高原地や平野で農業を営む農家に比べて約2割農業所得が少ないと言われている。このため、インフラとなる農道のきめ細かな整備や、農作物を鳥獣被害から守る電気さくの設置助成拡充など、さらなる支援対策が必要と考える。あわせて、高齢化が進む中山間地域の農地を保全するために、新しい人材育成も必要と考えるが、21年度の取り組みについて尋ねる。

△農林水産局長 21年度も、引き続き中山間地域等直接支払制度により農地の保全を図るとともに、金武地区、西地区、宮浦地区において、農道整備を含めた圃場整備による生産基盤の整備を行っていく。また、鳥獣被害防止については、引き続きイノシシ対策用の電気さくの設置について支援するとともに、新しい施策として鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防止計画を策定の上、畑や樹園地にも対象を拡大し、防護さくや捕獲穴などの対策を進めていく。中山間地域における新たな人材の育成については、板屋地区の葉わさび栽培サポーター事業や北崎地区などにおける地域の人材などを生かした活性化の取り組みを進めるとともに、団塊の世代などの市民を対象に、農業に関する地域や技術を学ぶ「ふくおか農業塾」を開催する。

○楠委員 平成15年及び平成17年に効率的、安定的な農業経営を支援する農業経営基盤強化促進法の改正が行われたが、農業委員会による指導や所有者等に対する法的措置など、耕作放棄地の利用の増進をどのように図ってきたのか。

△農林水産局長 農業経営基盤強化促進法の改正では、農業委員会の指導に従わず有効利用が進まない農地に対して県知事の裁定により特定利用権の設定を行うことや、企業参入への道を開く特定法人貸付事業などが導入された。本市の耕作放棄地は、主に山間部で、生産効率が悪く、なおかつ小規模なものが点在しており、農地を借り受ける担い手も不足していることや、企業から具体的な参入の提案がないことなどから、この制度に該当する事例は現在のところない。耕作放棄地の有効活用については、農業委員会、農協等の関係機関と連携し、利用権の設定などにより農地の利用増進に努めていく。

○楠委員 農業経営基盤強化促進法の改正により、従来の農業生産法人とは別に、農地を

所有せずに借りる方式で一般企業の農業参入が全国で認められるようになったが、企業が参入できるのは主に耕作放棄地などで、市町村が農業経営の基盤強化のために作成する基本構想で定めた地域において、所有者から市町村が農地を借り受け、それを企業に貸し出すことになっている。平成 20 年 9 月現在、全国 155 の市町村において、170 の株式会社を含め、320 法人が参入している。浜松市では、地元の惣菜製造会社、(株)知久が、体によい、おいしい総菜を提供しようと、273 アールの農地を借り入れ、大根やニンジン、タマネギ、ジャガイモなどの食材を栽培し、収穫物のすべてを自社で加工し販売して好評を得ている。また、先日調査した小田原市は、平成 15 年に農家と土地持ち非農家の耕作放棄地が 300ha に及び、耕作放棄地の貸付、企業・NPO への農業参入を決断した。平成 15 年には都市農業成長特区を申請し、平成 17 年以降は農業経営基盤促進法に基づく特定法人貸付事業により農業生産法人以外の法人に市町村または農地保有合理化法人が農地を貸し付ける方式で法人の参入支援事業を推進している。農地を貸したい人は市農業委員会に貸したいカードを提出し、また、農地を借りたい人は市農業委員会に借りたいカードを提出する。そして、市農政課が連絡調整、契約を行い、参入支援を行っていく。平成 21 年 2 月現在で、株式会社、青年会議所、NPO 法人 7 団体が 5.5ha の農地に参入し、野菜や水稲、ミカンなどを栽培しているが、その団体の一つである「子どもと生活文化協会」や「小田原食とみどりの NPO 法人」の関係者は、「耕作放棄地での農業体験や食育教育のプログラムを通し、パソコンやゲームのバーチャルな世界で育った子どもたちが農作業を通して現実の人々と交流することで明るく変わっていく。今後も事業を安定的に継続していくために、借りている農地の購入検討も含め、事業の拡大を図りたい」と語っていた。また、小田原市の農政課職員は、「この法人参入支援事業は耕作放棄地の根本的な解消にはまだまだ及びませんが、市民の方々の視線を間違いなく耕作放棄地に向けることができました。耕作放棄地での農作業で何千人もの方々が交流を結んでいただき、耕作放棄地の発生防止になっていると確信しております」と言っていた。「農地を貸す人とかどこにもおらんよ」、「農地を借りる人とかどこにもおらんよ」ではなく、本市の 341ha の耕作放棄地に市民の目を向けさせるために、農業経営基盤強化促進法も活用し、農地の所有から利用へと理念を転換する農地法改正案の国会成立を見据えながら、企業、NPO などに農地を貸し付ける仕組みづくりを早急に取り組んでいくべきと考えるがどうか。

△農林水産局長 耕作放棄地については、引き続き同じ地域の中心的な担い手への集積や、平成 20 年 10 月に設立された農協の生産法人による活用を図るとともに、就農希望者や市民による活用を進めていく。農業生産法人以外の法人の参入については、農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中で新たな担い手となり得るものであり、現在進められている農地法等の改正の動きを踏まえて、地域農業との調整を図りながら進めていく。

○楠委員 耕作放棄地の活用をぜひ推進されるよう要望しておく。次に、耕作放棄地での

導入作物について、まちおこしなどの観点からも、地域の振興作物を選定しなければならないが、鳥獣被害を受けにくく、女性や高齢者が取り組みやすい軽労働による栽培が可能な作物でなければならない。本市では、耕作放棄地での導入作物の検討を行っているのか。

△農林水産局長 耕作放棄地については、現在も調査を進めているところであるが、導入作物については、耕作放棄地の解消計画とあわせて検討していく。なお、21年度は休耕地活用支援事業として、耕作放棄地を活用した市民向けの大豆、そば、菜種栽培の農業体験を実施するとともに、農協の生産法人と連携し、学校給食向けのタマネギの栽培を推進していくこととしている。

○楠委員 今、新たな代用燃料として注目されている植物にジャトロファ、和名ナンヨウアブラギリがある。中南米産のジャトロファは、水の少ない土地でも育つ植物で、害虫に強く、特別な手入れを必要としない。種子からの搾油効率が非常に高い上に、非食用のため、トウモロコシや大豆といった代用燃料と違って、価格高騰につながらないのが利点であり、耕作放棄地対策として期待されている。長崎市農業センターでも栽培され、種から10本発芽し、2～3月に露地に植えかえる予定だと聞いた。他都市の情報を収集しながら、本市でもぜひ試験栽培を行い、耕作放棄地対策につなげていくべきと考えるがどうか。

△農林水産局長 ジャトロファの試験栽培については、既に栽培に取り組んでいる先進事例の調査を行うとともに、県の農業改良普及センターや農協などとその可能性について協議を行っていく。

○楠委員 耕作放棄地解消対策を進める上で必要な耕作放棄地の所在、地域区分の基礎情報が正確に把握できていないため、全国で全体調査を行うことになっている。1筆ごとに、耕作復帰可能な土地、基盤整備などが必要な土地、農地復元不可能な土地の3区分に振り分け、耕作放棄地解消計画を策定すると聞いているが、本市の調査の進捗状況と解消計画策定までの見通しはどうか。

△農林水産局長 20年度は市街化調整区域内の平野部を中心に実施しており、現在、平野部の調査は完了し、これまでに約25haの耕作放棄地が確認されている。21年度は、夏ごろまでに山間部の調査を完了させるとともに、解消計画の作成を進めていく。

○楠委員 本市の耕作放棄地の実態について正確な調査を行い、早期にしっかりとした耕作放棄地解消計画を策定するよう強く要望する。また、その後の対応として、本市にも耕作放棄地の地域協議会を設置して、再生利用緊急対策交付金を活用した耕作放棄地の灌木等の除去、整地から営農への再開へと包括的な支援体制をつくっていくべきと考えるがど

うか。

△農林水産局長 国の再生利用緊急対策交付金の活用については、耕作放棄地の解消計画の策定作業を進める中で、地域協議会の設置や交付金活用について向けた関係団体などとの協議を進め、取り組んでいきたいと考えている。

○楠委員 耕作放棄地を発生させないためにも、新しい担い手、若い担い手の育成が必要となる。本市の新規就農者は、平成18年8人、平成19年19人、平成20年7人と低調であるが、そのほとんどは、学校を卒業したり、会社勤めをやめて実家に戻ってきた農家の二世、三世の人である。そのような中で、非農家で新規就農した30歳の青年が西区にいたので話を伺ってきた。彼は入部地区の複数のキャベツ農家で農作業をして収入を得ていたが、今ではキャベツ農家の一人からハウスを1棟任されるまでになり、ハウレンソウとルッコラを栽培し、直売所への出荷までやっていた。この青年は、研修会、相談会など何度も参加したが、農家の道を開いてくれる人にはだれも出会わなかったと言っていた。相談しても、「農地を買いなさい」、「4反以上持ちなさい」、「農地を持っていなければ何の支援も受けられないよ」と、いつもその言葉が返ってきたそうである。「真剣に私たちの相談にだれも乗ってくれない。でも、農業が好きなんです」と決意を語ってくれた。「もうかる、もうからないではありません。いろいろな仕事をしてきましたが、食は大事、農業は大事、人の営みがすべて大地につながっています。人のために、自分のために、地域のために農業を続けたい」と、彼は言っていた。農業を支え、夢を描いている青年が福岡にもいると思うと、本市にも就農を希望する若い人の様々な相談に乗ってあげられる就農相談窓口をつくるべきだと考える。事務所を構えなくても、一本の電話を本市の相談窓口として充てるべきである。農業施策のビジョンも含め、本市の農業を支える新しい力をどう育てるか、市長の所見を伺う。

△市長 耕作放棄地は次第に広がってきており、都市近郊農業が中心である本市でも問題が徐々に顕在化している。新規参入も含め農業の担い手が少ない状況にあり、農業政策は今非常に大きな転換点にあると思っているが、全力を挙げて農業を守っていく必要があると考えている。現在、耕作放棄地の調査を行っており、基礎的なデータがそろった後にもう少し具体的な農業政策を示すことができると思うが、後継者の確保を図り、農業を魅力あるものにするということが大切であり、相談窓口や相談体制も含め農業を志す人の熱意にこたえるためにも、就農希望者が参入しやすい環境づくりが必要だと考えている。

○楠委員 次に、放課後等の遊び場づくりについて尋ねる。平成15年に小学校3校でスタートした通称わいわい広場は、利用者には大変好評を得ているようだが、6年間を経ても実施校が10校にとどまり、実施校の拡大が依然として進まない状況には納得がいかない。

私はボランティアで保護司をしており、罪を犯した青少年の更生をサポートして6年になるが、たくさん子どもたちと接して強く感じていることがある。それは、家庭と小学校時代の居場所の大切さである。居場所のない子どもたちは夜のまちへ向かい、薬物に手を出す。薬物犯罪は小学校時代から始まっているのが現実である。地域の大人たちがかわり、子どもたちの感情を満たす時間をつくるために、地域と学校が子どもたちの居場所をつくっていくことが健全な子どもたちの心と体をつくると確信している。21年度予算で取り組む放課後等の遊び場づくり事業の具体的な内容と予算額はどうなっているのか。

△こども未来局長 21年度の予算額は7,597万3,000円を計上している。内容は、新モデル事業の実施校を7校から14校に倍増し、新規開設における課題等を含め、事業内容や手法について検討し、新しい事業の制度設計を進めていく。

○楠委員 我が党の代表質問に対して、「これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、よりよい事業内容や効果的な手法などを検討する」と答弁があったが、平成15年に始まった放課後の遊び場づくり事業の背景と方針、国からの補助内容について尋ねる。

△こども未来局長 事業開始時の背景については、13年度に実施した市民意識調査において、子どもたちが伸び伸びと遊べる施設や場所の充実を求めるニーズが高かったこと、また、他の先進市において放課後の全児童施策の取り組みが進んでいたことなどから、本市においても15年度から放課後の遊び場づくり事業を開始したものである。本事業の方針としては、平成17年3月に策定した「福岡市子ども総合計画」において、平成22年度末までに45カ所の設置を目標とし、本格実施時に目標箇所数の見直しを行うこととしている。また、国の補助制度については、平成15年当時は活用できる補助制度等はなく、市の単費で実施した。

○楠委員 平成15年当初、国の補助などもなく、市単独で子どもの居場所づくり事業を推進してきたことには率直に敬意を表す。平成16年から、国も子どもたちの安全安心な活動拠点や居場所づくりを行う委託事業が始めたが、本市ではこの事業をどのように活用したのか。また、本市では、当時全市的な運営協議会は設置していたのか。

△こども未来局長 国の委託事業である「地域子ども教室推進事業」は、本市では活用していない。また、本委託事業に基づき必要となる運営協議会についても設置していない。

○楠委員 なぜ、本市では運営協議会を設置しなかったのか。また、100%国負担の委託事業を活用しなかった理由は何か。

△こども未来局長 国の「地域子ども教室推進事業」は、新規事業を対象とした制度であり、本市では既に放課後の遊び場づくり事業を先行実施していたため、要件に該当しなかったことから、この制度を活用しておらず、運営協議会も設置しなかったものである。

○楠委員 平成16～18年の3年間は、国の委託事業を活用することなく、外遊びに特定して市単独での子どもの居場所づくり事業を進めてきた。現在は、本市でも余裕教室も活用した遊び場づくりが新しい事業としてスタートし、国の補助事業も活用している。放課後の遊び場づくりを転換するチャンスが平成16年、17年、18年と3回あったが、本市はそのチャンスを生かすことはなかった。他都市では16年度から国の委託事業を活用し、19年度からは放課後子どもプラン推進事業を引き続き活用し、実施校も、実施内容も拡充している。この点はしっかり検証・検討し、本市の新たな事業の推進につなげていくべきと考えるが所見を伺う。

△こども未来局長 国の委託事業は、当初3年間限定のモデル事業であったこともあり、本市では独自の取り組みを進めてきた。しかしながら、事業実施校がなかなか拡大しなかったという現実には率直に受けとめ、その課題を踏まえて検討を進めていく必要があると考えている。21年度は新モデル事業の実施校を倍増し、課題の解決に向けた検討を進めるとともに、国や他都市の取り組みも参考にしながら、よりよい事業制度づくりに取り組んでいきたいと考えている。

○楠委員 もう一つのポイントになるのが、政令市に設置することになっている推進委員会である。本市でも19年度から国の補助金を活用しているが、本市では国の放課後子どもプラン推進事業に基づく推進委員会は設置しているのか。

△こども未来局長 本市では、19年度に「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」を、20年度に「新放課後等の遊び場づくりモデル事業検討提案会議」を設置している。

○楠委員 19年度は懇話会、20年度は検討提案会議を設置しているが、19年度、20年度の2年間は実施校をふやす計画は全くなかったということではないのか。推進委員会が懇話会、提案会議と時に応じて変化するのか理解に苦しむ。なぜ当初から要綱をつくり、推進委員会を設置しなかったのか。また、各実施校にもきちんとした運営体制を設けて、責任と推進役を明確にしてこなかったことが、事業が拡大しなかった最大の理由であると考えているが所見を伺う。

△こども未来局長 「福岡市子ども総合計画」では22年度末までに45カ所で放課後の遊

び場づくり事業を実施する計画としており、19年度、20年度においてもそれぞれ7カ所程度開設する予定としていた。しかし、総合的な放課後施策の重要性の高まりを受け、19年度に国の放課後子どもプラン推進事業が創設されたことなどから、本市においても「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」を設置し、すべての児童を対象とした総合的な放課後等の居場所づくりのあり方について改めて検討することとし、従来事業制度のもとでの新規開設を見送ったものである。なお、19年度に設置した「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」は、新制度の検討開始に当たって専門的な立場から議論いただき、施策の基本的な考え方や取り組みの方向性について提言をいただくために設置したものである。一方、20年度に設置した「新放課後等の遊び場づくりモデル事業検討提案会議」は、懇話会からの提言を踏まえ、具体的な事業内容や手法について検討するために設置したものである。今後は、この検討提案会議を中心に、新事業の内容や進め方などについてしっかりと検討を進めていきたいと考えている。

○楠委員 平成15年から事業が開始されたが、なかなか実施校が拡大しないという現状があり、これまでの遅れを取り戻すには体制の簡素化とスピード化が必要だと思っている。平成20年12月に行われた検討提案会議の位置づけについて尋ねるが、平成19年11月に、「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」からすばらしい提言が出されているにもかかわらず、20年度にさらに全市的な意識調査を実施し、検討提案会議を設置する必要があったのか。

△こども未来局長 19年度に設置した懇話会では、専門的な立場から議論いただき、基本的な考え方や取り組みの方向について提言をいただいた。また、平成20年9月に実施した全児童の保護者を対象とした意識調査では、事業そのものの意義や必要性については多くの人から認められている一方で、事業手法に関して多様な意見があったため、検討提案会議を設置し、事業内容や手法について、具体的、実践的に検討し、新しい事業の制度設計を行っていくことにしたものである。

○楠委員 懇話会から出された提言書には、居場所づくりの基本的な考え方から、本市のこれまでの取り組みの検証・検討、居場所づくりの事業の具体的な内容とその進め方が明確に書かれている。本市の居場所づくりのバイブルと言われる提言がありながら、なおかつ検討提案会議を設置していることには納得がいかない。平成20年12月18日に開催された検討提案会議で各委員が投げかけた質問の答えは、すべてこの提言書の中に書かれている。自治体が設置しなければならない推進委員会の設置のための検討提案会議の開催ではなかったのか。検討提案会議は推進委員会と名称を改めて、懇話会の提言書にもあるように、事業の内容と進め方を具体化する実行部隊をどのようにつくっていくのかを早急に話し合うべきと考えるが所見を伺う。

△こども未来局長 検討提案会議は、事業内容や事業手法を具体的に、実践的に検討していただくために設置したものであり、今後も引き続き、しっかりと検討を進めていきたいと考えている。また、検討提案会議の名称については、新モデル事業の実施期間においては、当面この名称を継続していきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

○楠委員 昨年12月に行われた提案会議では、推進センターの設置について、今後検討していくとされているが、事業が進まないから推進センターが必要なのである。推進センターは新たな組織をつくるのではなく、具体的な役割や実務経験がある各実施校のコーディネーターが中心となったコーディネーター会議が担うべきであると考えている。放課後の遊び場づくり事業の開始当初からのコーディネーター会議の開催状況や会議内容等はどうなっているのか。また、コーディネーターを支援する職員体制について尋ねる。

△こども未来局長 本市では、各実施校に事業運営に関する業務や関係者との連絡調整等を行う現場責任者として、市の嘱託職員であるコーディネーターを配置している。コーディネーター会議は、事業開始当初の15年度から、年に数回程度開催し、18年度からは原則として毎月1回定例で開催してきた。会議は、各実施校のコーディネーターと担当課の職員が参加する、いわば課内会議であり、議事録等は作成していない。会議の内容については、ほとんどが事業の実施状況報告や課題に関する意見交換であるが、ボランティアだけでは運営体制として不安定との意見から、新たに補助員を配置したこと、参加児童の保険加入が徹底できないとの意見から、PTA活動災害補償制度を活用したこと、事業の周知・PRが不足しているとの意見から、全児童の保護者へのアンケートや事業見学会を実施したことなど、課題解決にもつながっている。また、職員体制については、各実施校に配置しているコーディネーター7人とこども未来局の担当主査1人、係員1人で事業を推進している。

○楠委員 放課後子どもプランが順調に進んでいる自治体は、コーディネーターとコーディネーター会議に重きを置いている。ある程度の予算をかけて事業を展開している東京都豊島区の「子どもスキップ」と、あまり予算をかけずに事業を展開している大分県中津市の「中津子ども教室」を調査した。豊島区の「子どもスキップ」は、本市と同じように、教育委員会でなく区長部局である子ども家庭部子ども課が担当している。職員がコーディネーター兼所長として着任し、調整役としてプログラムづくりや広報等を担当し、現場で事業に携わっている。学校との連携に大変苦勞していたが、毎月1回行われるコーディネーター所長会議が推進を担っているという話を聞いた。会議の中でコーディネーターからは現状や問題点、要望等が出されるが、次の会議には担当部局から何らかの回答が返ってくる。この会議が推進のかなめとなり、3年間で実施校は14校に拡大し、夏季休暇期間な

ども含め、日曜祝日以外は毎日実施されている。登録児童数は全体の 98%、参加児童の平均は全体の 33%と、外遊びや部屋遊びでのプログラムの豊富さが目を引いた。なお、予算は2億 8,000 万円である。次に、中津市の「中津子ども教室」の注目点は、コーディネーターの推薦を地元公民館に依頼したことである。まず地域に子どもプランを説明し、地域に理解していただくことから始める。子どもの遊び場事業に対して、初めは地域の方々は批判的だったが、徐々に理解を深め、地域の子どものためならと協力が得られるようになったそうである。芋掘りクラブ、茶道クラブ、手芸クラブ、神楽クラブ、漢字クラブ、グラウンドゴルフクラブなど、講師はすべて地域の方々がボランティアで行っている。学校の協力も必須条件であり、地区ごとの校長会に職員が出向き、校長先生を説得して回ったそうである。4年間で実施校は21校になっている。中津市の職員は、安い謝金で懸命に働いていただいた地域のコーディネーターの協力やコーディネーター会議のおかげであると言っていた。コーディネーター会議では、コーディネーターの意見、要望は職員が必ず持ち帰り、次の会議には解決策を用意したそうである。予算は全体で1,010万円である。豊島区の「子どもスキップ」も、中津市の「中津子ども教室」も、重要なのはコーディネーター会議であった。ただ会議を行うのではなく、会議の中で検証・検討をきちんと行って次につなげる体制をつくるのが大切である。推進センターにつながるコーディネーター会議の充実と各部門を推進する職員体制づくりが急務と考えるが所見を伺う。

△こども未来局長 コーディネーター会議について、20年度からは、コーディネーターが事前に課題等を提出し、それを会議で検討するなどの改善を行ったところである。今後とも現場の声を検討提案会議につなげるなど、新たな制度設計に生かすよう一層努めていきたいと考えている。また、職員体制については、21年度に各実施校に配置する嘱託職員を6人増員するなど充実を図っていく予定であるが、今後とも適切な体制整備に努めていく。

○楠委員 現場の声が生かされる制度設計をしっかりと行うよう要望する。また、21年度は現場責任者として嘱託職員を6人増員するとしているが、現場責任者の指導も含め、実施内容の充実や実施校の拡大をわずかこども未来局の2人の職員で本当に担当できるのか。職員体制についても、しっかりと検討するよう要望しておく。中津市が市内の校長に行ったアンケートでは、「中津子ども教室のおかげであいさつなどの基本マナーが育っている」、「異学年との活動の中で思いやりの心が育っている」、「学校が地域から元気をいただいている」などの好意的な意見が多数寄せられているそうである。中津市教育委員会では、21年度に行う地域支援本部事業を「すくすくプロジェクト」と名づけ、「中津子ども教室」を当該事業にそのまま移行して実施すると聞いている。事業が順調に進むかどうかは、予算額の大小ではなく、子どものために放課後の遊び場づくりが必要であるという考えが周囲に伝わっていくかどうかにかかっていると思う。市長の放課後の遊び場づくりに対する決意を伺う。

△市長 放課後の遊び場づくりについては、15年度から取り組んでおり、利用している児童、保護者からは好評だと伺っており、一定の成果は得られていると考えている。その一方で、国の制度を踏まえた事業内容の見直しなども必要であり、課題も抱えていると認識している。本年度から新放課後等の遊び場づくりモデル事業を開始し、よりよい事業方法や内容などの検討を行うことにしているが、できるだけ早く方向性を見つけて、次の時代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを行っていきたいと考えている。なお、中津市の事例については、参考になる点もあると思っており、予算以外の点についても留意しながら事業を進めていきたい。